

法令および定款に基づくインターネット開示事項

会社の体制および方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第16期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

サクサ ホールディングス株式会社

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の会社の体制および方針ならびに連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
 - (3) ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。
なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いは行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
 - (2) 当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
 - (3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。
6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の仕事の補助にあたらせる。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役の仕事の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。
9. 監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
 - (2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
 - ① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
 - ③ 当社の監査役から報告を求められた場合
 - (3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
 - (4) 上記(2)および(3)の報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利な取扱いを行なわないものとする。
 - (5) ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。
10. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役の仕事の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
 - (2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
 - (3) 監査役会は、監査役または監査役会の仕事遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

当社の第16期事業年度における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンスおよびリスクマネジメント体制

経営理念を基に「グループ企業行動憲章」、「グループ行動規範」を定め、グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針として、教育等によりその周知徹底を図っております。

当社および当企業グループ各社からリスクマネジメントおよびコンプライアンスの状況報告を受け、半期に1度開催するリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会を通じて、その管理状況を確認しております。

また、ヘルプラインを設置し、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行っております。

② 効率的な職務執行体制

社内規程に基づき職務の分掌ならびに権限および責任を、それぞれ明確にし、意思決定の迅速化を図っております。

当社の経営の重要事項については、取締役会において慎重、かつ、迅速な意思決定を行っております。また、業務ごとのシステムを整備し、電子化を図り、効率的に職務を執行しております。

その他、当企業グループの財務報告に係る内部統制を効率的に運用する体制および社内規程を整備し、運用しております。

③ グループ管理体制

当企業グループ各社は、社内規程に定められた重要事項を当社に、本基本方針に定められた事項は、当社取締役および監査役会に報告しております。

④ 情報の保存および管理体制

会社法、金融商品取引法等の法令および社内規程に基づき作成され、法令ならびに情報セキュリティ基本マニュアル、文書管理規程および文書保存廃棄要領等の社内規程に基づき保管、保存、廃棄の管理をしております。

なお、当社は、このたびの当社連結子会社における不適切な会計処理に関連して、内部管理体制およびコンプライアンス体制における問題を認識し、社内調査委員会からの提言も踏まえ、管理体制およびコンプライアンス意識の醸成を含む実効性の強化が喫緊の課題であると認識し、具体的な再発防止策を策定したうえで、体制強化を図ってまいります。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、徹底した事業の効率化と成長軌道への足がかりを掴むための中期経営計画（2017年度から2019年度までの3か年）を推進してまいりましたが、当企業グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、次期の中期経営計画（2020年度から2022年度までの3か年）を早期に策定し、事業規模と事業領域の拡大および企業価値の向上を目指してまいります。

その実現のため、継続して「事業構造の再構築」と「経営基盤の強化」に取組むとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供してまいります。

まず、「事業構造の再構築」につきましては、「持続成長可能な事業への転換」のため「集中事業の拡大」と「新規事業の創生」に取組むとともに、「事業の効率化」を推進することで事業構造を再構築してまいります。

次に、「経営基盤の強化」につきましては、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のためにグループ機能の最適化、総原価の低減、財務体質の強化、要員の適正化および社会的課題への取組みに取組んでまいります。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取組んでまいります。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年6月29日開催の第13回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様には当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

- ① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト

(<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/information.html>) をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- (2) 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- (3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- (4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- (5) 本ルールの有効期限を2019年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

サクサ株式会社、サクサビジネスシステム株式会社、サクサプレシジョン株式会社、サクサテクノ株式会社、サクサシステムエンジニアリング株式会社、サクサシステムアメージング株式会社、サクサプロアシスト株式会社、株式会社システム・ケイ

なお、サクサテクノ株式会社と株式会社コアタックは、2018年11月1日付でサクサテクノ株式会社を存続会社として合併しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

株式会社ネットリソースマネジメント、E Security Services Co.,Ltd.、株式会社ネクストジェン

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

a 商品及び製品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

a 機器組込みソフトウェア

販売可能な見込有効期間に基づく償却方法

b 自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

c 上記以外の無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（5年）に基づく定額法

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

出荷済製品のアフターサービス費用等の発生に備え、売上高に製品保守費の実績割合を乗じた相当額に将来の保証見込みを加味した額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法

サクサ株式会社（連結子会社）は、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

当社と一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建債務の為替レート変動をヘッジするため為替予約取引を利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行および管理は社内権限規程に基づき行っております。

- (7) のれんの償却方法および償却期間
10年間で均等償却しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は、投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

III. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,209百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 286百万円 |

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	6,244,962	—	—	6,244,962

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	401,782	1,287	—	403,069

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求1,287株による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月28日開催の第15回定時株主総会決議による配当に関する事項
普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	175百万円
・1株当たり配当額	30.00円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年6月27日開催予定の第16回定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	292百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	50.00円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月28日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達は銀行等金融機関からの借入などによります。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、回収管理によって低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は、運転資金および設備投資資金であり、償還日は、決算日後最長4年です。一部の借入金および社債については、金利の変動リスクにさらされております。

なお、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	7,199	7,199	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,192	11,192	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,001	3,001	－
関係会社株式	455	904	449
(4) 支払手形及び買掛金	(5,888)	(5,888)	－
(5) 短期借入金	(778)	(778)	－
(6) 長期借入金	(2,642)	(2,643)	(1)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金ならびに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 (非上場)	487
関係会社株式 (非上場)	71
合 計	559

非上場株式、関係会社株式および出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,068円 69銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 192円 45銭 |

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この連結計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

自社利用ソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は、投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	824百万円
長期金銭債権	269百万円
短期金銭債務	765百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,107百万円
営業費用	160百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	17百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	7百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	401,782	1,287	－	403,069

（注）自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求1,287株による増加であります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

関係会社株式評価損	573百万円
未払賞与	12百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	595百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△573百万円
評価性引当額小計	△573百万円
繰延税金資産合計	21百万円

（繰延税金負債）

－	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	21百万円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高
子会社	サクサ 株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、 管理および 役員の兼任	経営管理料の 受取 (注1)	474	未収入金	42
				商標使用許諾 料の受取 (注2)	132	未収入金	21
				資金の貸付 (注3)	—	関係会社 短期貸付金	285
						関係会社 長期貸付金	132
				利息の受取 (注3)	7	—	—
				債務被保証 (注4)	3,033	—	—
子会社	サクサビジ ネスシステ ム株式会社	所有 直接 100%	経営の指導、 管理および 役員の派遣	資金の預り (注3)	90	関係会社 預り金	760
				利息の支払 (注3)	7	—	—
子会社	サクサテク ノ株式会社	所有 間接 100%	経営の指導、 管理	資金の貸付 (注3)	402	関係会社 短期貸付金	140
						関係会社 長期貸付金	108
				利息の受取 (注3)	2	—	—
非連結 子会社	株式会社 マイスター	所有 間接 75.2%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	30	—	—
				債権放棄損	30	—	—

- (注) 1. 経営管理料については、経営指導契約に基づき決定しております。
2. 商標使用許諾料については、商標使用料に関する契約に基づき決定しております。
3. 金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。保証料は支払っておりません。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。
6. 株式会社マイスターは当事業年度から関連当事者の対象から外れております。
上記は関連当事者の対象から外れた時点の内容を記載しております。

Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 3,523円 4銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 41円 25銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) この計算書類中の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。